

令和7年5月12日
(2025年)

保 護 者 様

西宮市教育委員会

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度を利用する時の
各種医療費助成制度の利用について

平素は、本市の学校教育の推進にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、西宮市教育委員会では、西宮市立学校園に在学する幼児・児童・生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでおります。

この災害共済給付は、学校の管理下において幼児・児童・生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を行う制度となっており、あらかじめ保護者の皆様の同意を得て加入いただいているものです（日本スポーツ振興センター災害給付制度については、本紙裏面に概要を記載しておりますのでご参照ください）。

お子様が学校園での活動中等にけがをされ、災害共済給付の対象となる場合は、スポーツ振興センター災害共済制度が優先となり、各種医療費助成制度（乳幼児等・こども医療費助成制度等）の助成の対象外となりますので、医療機関の窓口では健康保険証のみを提示し、医療受給者証は使用せず受診いただくようお願いいたします。

※既に会計が済んでいる受診まで遡及してスポーツ振興センター災害共済制度の適用を依頼するものではありません。

本市では、やむを得ず各種医療費助成制度を利用した場合でも災害共済給付制度の利用ができなくなるわけではありませんが、給付金額が変わります。各種医療費助成制度を利用したかどうかについて、学校園より配布される「医療等の状況」の右下にある公費負担医療制度の利用状況欄に必ず記載をお願いいたします。

なお、災害共済給付制度は独立行政法人 日本スポーツ振興センターが審査・決定を行っており、審査の結果、不支給となる場合があります。医療受給者証を使用せず受診いただいていた場合は、領収書などの必要書類をご用意の上、市役所の医療年金課窓口や支所等またはオンラインにて申請していただくことで、自己負担した医療費の還付を受けられます。

1 給付の対象となる「学校の管理下」の範囲

- (1) 授業中
- (2) 学校の教育計画に基づく課外活動中
- (3) 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
- (4) 通常の経路及び方法による通学（園）中



日本スポーツ振興センター
保護者の方へ（災害共済給付）

*これは災害共済給付制度の概要を記載したものです。

2 給付の対象となる災害の範囲（災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第3条によります）

災害	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
負傷	学校の管理下で生じたもので、治ゆまでの医療費総額が、5,000 円以上のもの。	医療費 ・医療保険並みの療養に要する費用の 4/10 の額（そのうち 1/10 の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）。 ・高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている）に療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額。 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額。
疾病	学校の管理下で生じたもので、治ゆまでの医療費総額が、5,000 円以上のもののうち内閣府令で定められているもの。	
障害	学校の管理下での負傷及び疾病が治った後に残った身体の障害。	障害見舞金 障害の程度に応じて 4,000 万円(1 級)～88 万円(14 級)。通学中の場合はその半額。
死亡	学校の管理下での災害による死亡。	死亡見舞金 3,000 万円。 通学中、又は運動などの行為と関連しない突然死の場合はその半額。

3 給付基準

- (1) 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。
- (2) 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間請求を行わないときは、時効によって消滅します。
- (3) 損害賠償を受けたとき、又は、他の法令の規定による給付等を受けたときは、その受けた価額の限度において、給付されない場合があります。